

終日に全員協議会をおもちいただきまして、この境界変更に関する幾つかについて御意見を伺い、御決定をいただき、また御了解もいただきたく、このように考えていたところでございます。

大体の今後の予想を申し上げますと、九月定例会に羽村、福生とも町市の議会で御決定をいただきまして、十二月の東京都議会で御議決をいただきまして、昭和五十五年の一月に都知事の告示をいただきまして、直ちに自治大臣に申告をしていただきまして、三月末に自治大臣の最終的告示をしていただき、という予想を持ちまして、東京都とも話し合いを続けるつもりでございます。そのような日程で、いろいろの関係を、本会議の最終日に全員協議会で御理解を賜りたいと思っているわけでございますが、これについてはまた改めてお願いを申し上げる次第でございます。

次に小中学校の通学区でございますが、これにつきましましては、後ほど教育委員の方から御説明を詳しく申し上げますが、基本的には両町の住民がなるべく自由意思の持てるようなものがいだろうというふうには考えております。ただこの十月一日には、来年入る者の学齢簿の作成をいたします。も

ちろんその後、福生市も羽村町もお互い変更できるような話し合いはしてみたいと思っております。

次に広報無線についてでございますが、聞き取りにくいところにつきましては、まことにこれは行政の怠慢とも言えるかもしれません。いろいろの理由はあるにしろ、なるべく早く全地区に聞こえるようにしたいと思っております。なお運用につきましましてはいろいろの説がございます。せんだって市の調査にも出てございますが、いろいろの説がございます。まして、ただいまどのような運用かということは非常にむずかしい問題でございますけれども、後ほど理事者としてしまして、到達いたしました結論につきまして、部長の方から対策を含めて詳しく御説明申し上げます。

工場誘致につきましては現在まで羽村地区でございますが、しかも用途地区が工場地域になっているところでございますので、どうも工場を拒否するということはできないと思っております。したがしまして羽村町といたしましても、私の方としても申し込みまして、東京都の御指導をいただいて、学校にあるいは隣接に迷或心のかからないような配置、あるいは排水等の対策を十分講じていくというようなことになっておるわけでございます。詳しくは担当の方から御説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りをい

ただいまして、御了解を賜れば幸いと思う次第でございます。

大変に難駁でございますが、後は部長の方から詳しく申し上げますので、よろしくお聞き取りをいただきますと思います。

○教育長(町田倍二君) 自席からお許しをいただきまして、第二点目の小中学校の通学区の考え方につきまして、お答え申し上げます。

このことにつきましては、ただいま御指摘がありましたとおり、当時――これは四十二年四月一日でございますが、羽村町と取り交わされました覚書の第二項に、義務教育関係の取り扱いが明記されております。その内容は、境界が変更されるまでの義務教育関係の事務につきましては、変更後所屬するそれぞれの町において取り扱うことになっております。したがって、住所が福生でありましても、将来羽村町に変更になる場合は、羽村町の学校に通学するということが原則となつて、る次第でございます。しかしながら、このことにつきましては、例外がございます。住民の方の意思によりまして、これにより加たい場合は、この限りでないということになっております。したがって、現在までは住民の方々の意思によりまして、福生市あるいは羽村町のいずれの学校にも通学できる次第になっているわけでございます。

次に現況を申し上げますと、羽村町に変更される予定地域には三十五世帯、九十五人の方々が住んでおられますが、そのうち小学生が十一人、中学生につきましては七名おります。なお、小学生は全員福生の六小に通学しております。また中学生につきましては六人が福生の二中でございます。一人が私立の中学校に通学しております。本来は当然、羽村町の小中学校に通学することが原則でございますが、例外規定によりまして、福生市の小中学校に通学しているということは、通学距離が大変近いということが最も大きな理由ではないかと考えている次第でございます。

次に境界変更後におけるこれらの子供さんの取り扱いでございますが、法的には転校後のそれぞれの市町の小中学校に通学していただくということが原則でございますので、このことに関しては、今後住民の方々と十分話し合いを行ひまして、御理解を求めていきたいと考えております。ただこの場合、転校することが長期的に見まして、好ましくない場合、たとえば子供さんが六年生であるとか、あるいは中学三年で後一年で卒業だとか、あるいは内向的な性格で、友だち関係がすぐにはでき、ないで登校拒否等につながるとか、あるいは病弱等が考えられる場合におきま

ては、保護者の申し出によりまして、学校教育法施行令の九条の規定に基づきまして、羽村町の教育委員会と区域外就学の協議を行ひまして、従来どおりの学校に通学できるように、住民の方々の意思を尊重いたしまして、配慮してまいりたいと考えております。

○総務部長（上野重勝君） 広報無線につきまして、市長の補足答弁を申し上げます。

御質問でも御指摘がありましたように、四月にまとめました世論調査におきましても、三四％の者が聞き取りにくいというような回答を寄せております。

現在の無線放送施設は、防衛施設庁の補助金によりまして十八カ所設置しております。この十八カ所につきましては、福生市内の行政区画内における無線塔の数というのが補助基準の中にありまして、大体それに合致する数で十八基設置いたしました。設置する場所については、公共的施設のある土地に主として設置をいたしましたので、若干場所的に片寄った点等もございまして、あるいは遠いために聞き取りにくいということもございまして、それからまた一面におきましては、放送の音量の問題で、非常に近い人は大き過ぎて困る、遠い人は聞きえない

とどこで調整したというところは非常にむずかしい問題でございまして、私も放送をやりますとすぐにうるさいということとで電話が入ってまいります。また反面、御指摘のように聞きえないということもございまして、ただ放送塔が少ないために聞きえないであろうと想定される区域が何カ所かございます。ことに加美平団地付近につきましては、基本計画の中でもありますように、若干少ないように見受けられます。質問の中にもありましたように、加美平地域の行政区画の変更が近くなされるはずでございまして、それらの変更とからみあわせまして、再度調査をし、必要な個所に設置をいたしたいと考えております。

それから運用でございしますが、現在は特に運用基準というのは設けておりませんが、それぞれ担当部課で緊急と認めたものについて、随時放送させているというのが現状でございまして、しかしこれでは運用がバラバラになりまして、統一がとれませんので、特にこの運用については、世論調査の中でも現状を肯定するような意見が多いようでございまして、特に現状を変更することではなく、ただ明確な基準をつくるべきであろうと考えておりますので、災害の警報用、あるいはまた人命にかかわるもの、それからあるいは市の施策につきましても、全市的なもので特に重要なもの

あるいはまた緊急を要するというようなものを主といたしまして、放送基準を設けて運用していきたいと考えております。

以上簡単でございますが、補足答弁といたします。

○建設部長(斉藤多市君) 御指摘の工場誘致について御答弁申し上げたいと思います。

御承知のように、二中の脇の羽村の行政区のところに、現在工場の造成がなされておるわけでございます。これにつきましては、数年前、土地所有者の東洋ハウジングが、当時マンションを建てたいというようなことで、計画がなされたわけでございますが、そのときには、加美平田地の住民の意向を聞いて、ということと条件にしておりましたので、意向を聞いたところ、反対が多かったということで、断念したようでございます。

その後、五十三年になりまして、羽村町の商工会が音頭をとりまして、工場の集団化計画を持ちまして、現在のところに一千五百坪の土地がございしますが、そこに十四社張りつけるということで、現在その計画ができ、希望者を募りまして、すでにその業者も決まっておるわけでございます。商工会からの資料によりますと、板金工場、あるいは木工工場等が大部分でございしますが、平均百坪程度の土地の中で各社が張り

つくようでございます。

なおこの事務手続につきましては、羽村町の宅地開発の同意を五十三年五月に受けまして、ことしの三月に公害局の工事着工承認をとっております。

さらに同じくことしの三月に都知事の開発行為の認可をとっておるようでございまして、先ほど市長からも申し上げましたように、この工場の騒音測定を十分いたしておりまして、そのレイアウト等につきましては、公害局の指導によりまして、その配置がなされていくようでございます。

以上簡単ですが、答弁といたします。

○九番(小野沢 久君) 自席から再質問させていただきます。

境界変更の件ですが、通学区につきまして住民の自由意思によるということが大変強調されておりますので、その面では心配がないように思いますが、いままでにこの件につきまして、関係住民に対する話し合いが行われているかどうか、再度お聞かせくださいますようお願いいたします。それとそれに関係いたしまして、それらの情報、広報手段はどのように考えているか、あわせて御答弁くださいますようお願いいたします。

第二点目の広報無線でございしますが、聞き取りにくい地域の対策は、たたいま市

長の答弁にもございましたように、なるべく早く全地区に聞き取れるようにしたいということでございますが、この「なるべく」がどの程度のものであるか、お示しいただきたいと思ひます。また、現在は運用基準がなく、運用されているわけでございします。この件につきましても、早急に基準を設けていただきますようお願いいたします。

第三点目の工場誘致の件でございますが、ただいま十四社ということをお聞きいたしました。この中で公害、あるいは悪臭等の心配が予想されますところがあれば、お聞かせください。また、これによりまして交通体系等も変わってくると思ひますが、それに対しまして調査を続けていく意思があるかどうか、お答えくださいますようお願いいたします。

○企画財政部長(浅見裕康君)　まず第一点の境界変更に伴ひます関係でございますが、現在のところまだ住民との折衝はもっておりません。それで今後の方角といたしまして、予定でございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、六月の最終日、全員協議会で市の考え方を、その他を發表、かつまた御意見等を拝聴いたしまして、そこで一応方針をある程度具体的に詰めまして、その後広報でPRする、あるいは各人に対しましてパンフレットの的なものを作成いたしまして、その

中で直接的に各住民の方に影響音の大きいもの、そういうものはできるだけ細かく掲載したものを、つくりまして、それぞれ今後の行政サービスの面におきまして、支障のないような形で取り組んでいきたいと考えております。

○建設部長(齊藤多市君)　まず公害、悪臭とかが出るかということでございますが、すでに羽村町商工会が工場を誘致し、選定するに際しましては、公害局からそれらの資料を取り寄せまして検討を加えた結果、配置された工場ということでございまして、悪臭公害、そういうものはないわけでございまして、ただ問題は板金、木工場等が大部分でございします。騒音は出るということでございます。それらについて、その中でも騒音の大きいものについては一番奥の方に張りつける。二中の横の方の一番道路に面したところについては、騒音の一番軽いものを張りつけるということを聞いております。

なお、交通体系の問題でございますが、その中に現在四・五メートルの道路ができることになっておりまして、これについても当然、大型車両が中に入れないような形で、道路の外の回りを取り巻く道路は六メートルでございしますが、羽村町では四・五メートルにしておるようございます。なお工場完成時につきましては、敬告等についても

十分要望してまいりたいと思っております。

○総務部長(上野重勝君) 広報施設の増設につきましては、現在の放送施設の調査、あるいはまた設置場所の用地交渉、その他いろいろな複雑な問題もございまして、それからさらに財政措置、境界変更の時期等もかみあわせて、来年の四月一日以降になると考えます。

○九番(小野沢久君) それでは第一点でございますが、通学区の広報手段を広報あるいはちうしによって行うことでございますが、もう少し緻密に地域と話し合

いをもっていたければ幸いと思ひます。
第二点目の広報無線でございますが、いまの御答弁によりますと、来年度からそれに対する調査をし、開くような対策を進めるというように理解をしてよろしいかと思ひます。

また三点目の工場誘致の件でございますが、今後騒音あるいは交通に際して十分な調査を、でき上った時点から続けていただきますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 次に十八番東田正治君。

(十八番 東田正治君 登壇)

○十八番(東田正治君) 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。会議規則第八十六条に従いまして一般質問をいたします。

まず第一点は私立幼稚園児の補助についてでございます。

福生市幼稚園児保護者の補助金交付規則に基づき、園児一人当たりに対して月額一千円を交付し、幼児教育の振興に努められておりますが、特に当市においては三歳児から実施されていることは、評価に値するものがあると思ひます。通告のとおり、私はこの補助金のあり方について理事者の方々に質問をいたします。と申しますのは、当然、現在のままでは当事業は継続されるとは考えておりません。近い将来において増額の方角に検討されると思ひます。そこで現状のような方向性でいくのか、それとも所得により線引きをして所得の低い方々に厚く、父兄負担の軽減という方向にいくのか、私は当然、後者の考え方が必然的な段階にきているのではないかと、このように考えているわけでございます。理事者の方々の考え方を聞かせていただきたいと思います。

次に児童公園の設置についてお尋ねをいたします。

市道の幹Ⅱ四号線 俗にわらつけ街道と言われておりますが、起点の東南の位置に国有地がございます。ここに見童公園を設置してほしいとの地域住民の声がございます。御存じのとおり、この地域には子供の遊び場もなく、必然的に道路等使用している現状であります。児童公園条例の第一条にも、児童に健全な遊び場を与え、その健康と福祉の増進に資することを目的とするとあります。児童の健全育成のためにも、地域性も考慮に入れて、今後施設の計画はないかお尋ねをいたします。

三点目といたしまして、歩道橋設置について伺います。

西友の北側に幹Ⅱ五号線をまたぐ歩道橋を設置する考えはないか、計画があればお聞かせ願いたいと思います。一般に言う柳通りは近年特に混雑の度を増しております。周知のとおりでございます。付近住民の方々やバスを利用される方たちの声を聞きますと、大変困っている様子でございます。たとえば現在福生駅を利用される方は、一日三万人前後の乗降客がございます。その半数が東口の利用者と見ましても、約一万五千人は柳通りを横断していると考えられるわけでございます。また東西自由通路の開通により、市民は大変恩恵を受けているの

でございますが、これに連動させた歩道橋の設置、そういう方向性も考えられると思っております。いかがなものかお尋ねをいたします。

四点目といたしまして、火災共済制度についてですが、市民による共済の火災保険制度を設置する考えがないかお尋ねをいたします。これは昨年の十二月の足利会で検討することでごございました。その後の経過がありましたならば聞かせていただきたいと思います。

以上四点にわたって質問をいたします。

○議長(小林菊三君) 三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時十一分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) 東田先生の御質問に御答弁を申し上げます。すべて御質問に付しまして一応申し上げさせていたしまして、後ほど全部について各

担当から申し上げます。

一点 私立幼稚園の補助でございます。

これは御案内のとおりでございますが、私立幼稚園の補助は、私立幼稚園と公立幼稚園との格差に対する補助金でございますので、現在のところ所得制限割りを適用するのは無理ではないかと思ひます。ただし私も本来は所得制限の方がよいのではないかと思ひます。ですからまたそのような方向に向かうのではないかと思ひます。国の関係の奨励金はすでに所得制限になつてゐるわけでございますので、そのような傾向に進むのではないかと思ひますし、私もその方が賛成でございますが、現在のところ補助の理由が私立と公立との格差是正ということでございしますので、現在直ちに所得制限方法を該当することはいかかかと思つてゐるところでございます。

三番目の歩道橋につきましては、現在福生警察署と駅前区の区画整理審議会の委員さんで、駅前の検討会を御結成くださいましたので、その中においてお考えをいただきましたと思つております。ぜひとも必要なものでございますが、いろいろと都におきましても規約等がございしますので、都の規約あるいは敬言察の御意見を

聞いて建設することにならうかと思ひます。私どもといたしましては一日も早くと思つてゐる次第でございますけれども、また警察署でもおそろくそのようにお考えと思ひますが、検討委員会においてなるべく早く御結論をいただきますよう、私の方からもお願いしたいと思つております。

児童公園につきましては、これも御案内のとおり福生市はすべての施設がほとんど南北方向にわたつてございしますので、東西の方向は東西の方向と申しますと国道一六号の方向でございしますが、国道一六号の方向はどうも具合が悪うございまして、国道一六号に直角のような行政になつております。すべての施設がそのようなんであります。非常にむずかしい問題でございしますが、非常に結構なこととございしますので、私どもといたしましても、担当におきましてできるだけ土地の提供者を積極的に捜し出すようにしたいと思ひます。お貸しいただける方があれば、直ちに議会の御承認をいただきましたとして、議会に御相談を申し上げます。できればこれにこしたことはないと思ひますので、ぜひそのようにさせていたきたいと思ひます。

最後の火災保険制度でございますが、昨年も御質問をいただきました。私も東京都市長会に持ち出すべく、親しい二、三の市長に御相談を申し上げたの

でございますけれども、現在私たちがやっております交通災害の加入者が大変減つておるわけでございます。加入者が非常に少ないのでございまして、果たしてこれはどうかという、実はこの足を踏まれているところでございます。趣旨はきわめて結構でございます。そこで市といたしまして担当におきまして計算いたしましたところ、この市単独におきましては、計算をいたしましたもなかなか運営がつかないだろうというようなことでございます。したがしましてやはりこれは何とか東京都の二十六市の関係におきましてできれば非常に結構なことでございますので、また私ももちろん相談は二、三にしてみますけれども、先生の方におかれましても、お知り合いの先生がいっしょにいましたら、ぜひひとつPR方をお願いしたいと思う次第でございます。

大変に難駁でございますが、細部につきましては担当者から御説明申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○総務部長(上野重勝君) 御質問の点につきまして、市長の補足答弁を申し上げます。

私立幼稚園児に対する市の補助金でございますが、この市の補助金は、東京都が出しております補助金に一千円ずつ四歳児及び五歳児について上乗せをして出して

おります。東京都はそれぞれ一千八百円あるいは二千円という額で出しておりますが、その上に一千円ずつ出しております。三歳児につきましては都が出しておりますので、市が単独で一千円を出しているわけでございます。したがって東京都の補助金に上乗せという形で、現在補助金を出しております。

東京都の補助金の考え方でございますが、東京都は私立幼稚園と公立幼稚園との格差を是正をして、教育の機会均等を図るというような趣旨から出しております。私どもの市には公立幼稚園がございせんが、昭和五十三年度の公、私立の幼稚園の差を調べてみますと、都下七つの公立幼稚園がございまして、この幼稚園児四歳児の場合、一人平均六万三千三百一円という父兄負担の数字になっております。

これに對しまして、私どもの市内にあります幼稚園の平均を見てみますと、二十二万一千百十七円、公立と比較いたしますと十五万七千八百十六円という、かなり大きな開きがございます。もっともこの中には入園料というのがございしますので、これを別なものといたしますと、約十萬円の差があるわけでございます。これは福生市の場合も、それからほかの市の場合も、この格差については同じようなことが言えると思います。したがって東京都は、私立と公立の格差を是正するというような意味で、それぞれの幼稚園に一千八

百円、あるいは二千円というものを出してありまして、したがって市もこれに上乗せをして
いるわけでございます。

東京都がこのような考え方で出している補助金でございますので、現在所得制限
を設けておりません。本年度、ここで確定をいたしました東京都の補助金の出し方
についても以上のようなことでございまして、現状のままで所得制限を取り入れると
いうことはちょっと困難であろうかと思っております。ただ補助金のあり方として、教育の
機会均等というものも考えられますが、さらに扶助というような考え方をしますなら
ば、国がやっております所得制限のあり方の方が筋としては正しいというふうに思
います。

現実にある市では一市、所得制限を取り入れたところもございまして、したがって
今後各市ともそれらについて検討する必要があるかと思ひますし、また東京都
もその考え方が若干変わってくるのではないかというような予測もいたします。したが
ってそれらの動行を見ながら、私どもとしても検討を進めてまいりたいと考えてありま
す。
○建設部長(斎藤多市君) 二点につきまして、補足答弁を申し上げたいと思ひま
す。

まず児童公園でございますが、八高線以東の設置計画についてという御質問で
ございますが、御承知のように福生市の都市公園及び児童公園につきましては、現在
都下でも第五位にランクされてありまして、相当量の公園ができておるわけでござ
います。基本構想の中にもございまして、またこのサークルの誘致距離の範
囲内に入っていない箇所が何か所があるわけでございまして、御質問の点につきま
しても、そのサークルの中に入っていないところになっておるわけでございまして、今後、こ
のような場所につきましては、基本になります。一小学校区に大体四カ所くらいの児
童公園が必要ということもございまして、先ほど市長が申し上げましたように、土
地を提供してくれる方を物色いたしまして、御希望の箇所に公園を設置するよ
うにこれから努力してまいりたいと思ひます。

それから歩道橋でございますが、先ほど市長が申し上げましたように、東口の駅前広
場検討委員会がすでにございまして、駅広の築造につきまして、どういふふうなレイアウトに
するかというような検討を進めております。御承知のように現在東口には五系列の
バスが入っております。そのバス停が御指摘の西友の東側のところ、二二二の都市
計画街路を渡ったところに現在あるわけでございまして、その乗降客がその歩道